

人事院公示第18号

人事院は、人事院規則8—18（採用試験）第8条第3項の規定に基づき、平成26年人事院公示第22号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和2年7月1日

人事院総裁 一宮 なほみ

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
別表第4			別表第4		
種類ごとの名称	区分試験	受験資格	種類ごとの名称	区分試験	受験資格
経験者採用試験（係長級（事務））		規則第19条の規定により告知された当該採用試験の第1次試験の日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。） （以下「試験年度」という。）の4月1日において、	経験者採用試験（係長級（事務））		規則第19条の規定により告知された当該採用試験の第1次試験の日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。） （以下「試験年度」という。）の4月1日において、

学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除き、同法第104条第7項第2号の規定により大学に相当する教育を行うものとして認められた課程を置く教育施設を含む。）若しくはこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）（以下「大学等」という。）を卒業した日又は同法に基づく大学の大学院の課程

学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除き、同法第104条第4項第2号の規定により大学に相当する教育を行うものとして認められた課程を置く教育施設を含む。）若しくはこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）（以下「大学等」という。）を卒業した日又は同法に基づく大学の大学院の課程

		<p>(同号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。)</p> <p>若しくはこれに相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)の課程(以下「大学院の課程等」という。)を修了した日のうち最も古い日から起算して2年を経過した者</p>			<p>(同号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。)</p> <p>若しくはこれに相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)の課程(以下「大学院の課程等」という。)を修了した日のうち最も古い日から起算して2年を経過した者</p>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
国土交通省経験者採用試験(係長級)	本省	試験年度の4月1日において、大学等を卒業した日	国土交通省経験者採用試験(係長級)	本省	試験年度の4月1日において、大学等を卒業した日

(技術))		又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して2年を経過した者で、これらの大学等又は大学院の課程等に在学して計測、制御、情報工学、電気、電子、通信、機械、航空、土木、建築、材料工学、造船工学、農業農村工学、林学、砂防又は造園に関する課程を修めて卒業又は修了したもの	(技術))		又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して2年を経過した者で、これらの大学等又は大学院の課程等に在学して電気、機械、土木、建築、材料工学、農業農村工学、林学又は砂防に関する課程を修めて卒業又は修了したもの
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)

2 この決定による改正は、令和2年7月1日から効力を発生する。